

動薬協会発 213号  
平成28年1月15日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員 各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井邦顕  
(公印省略)

韓国における口蹄疫疑い事例の確認について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長より通知がありましたのでお知らせします。



27消安第5076号  
平成28年1月12日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫疑い事例の確認について

のことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願ひいたします。





写

27消安第5076号

平成28年1月12日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局 動物衛生課長

韓国における口蹄疫疑い事例の確認について

近年、韓国を含め中国、台湾等の東アジア地域においては、口蹄疫の発生が続発しておりますが、標記について、昨日、韓国家畜衛生当局から、全羅北（チョルラブク）道 金堤（キムジエ）市の豚飼育農場において口蹄疫の疑い事例が確認された旨の発表がありました（概要は別添参照）。（日中韓シンポジウム等において構築された二国間のチャンネルにより、韓国家畜衛生当局の担当官から直接当課職員に提供された情報によれば、O型による発生と確定したこと。）

また、これから春節（2月8日）を迎えるに当たり、これまで以上に人の往来や物流も盛んになり、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは一段と高い状況になると考えられます。

つきましては、「平成27年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成27年12月11日付け27消安4581号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）に基づき、口蹄疫の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すよう改めてお願ひいたします。

その際、特に、強化通知の記の1に基づき、本情報を家畜の所有者、関係機関、関係団体等に確実かつ迅速に周知いただいた上で、同通知の記の5に規定する早期通報の再徹底並びに記の6に規定する迅速かつ的確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認を実施いただきますようお願ひいたします。

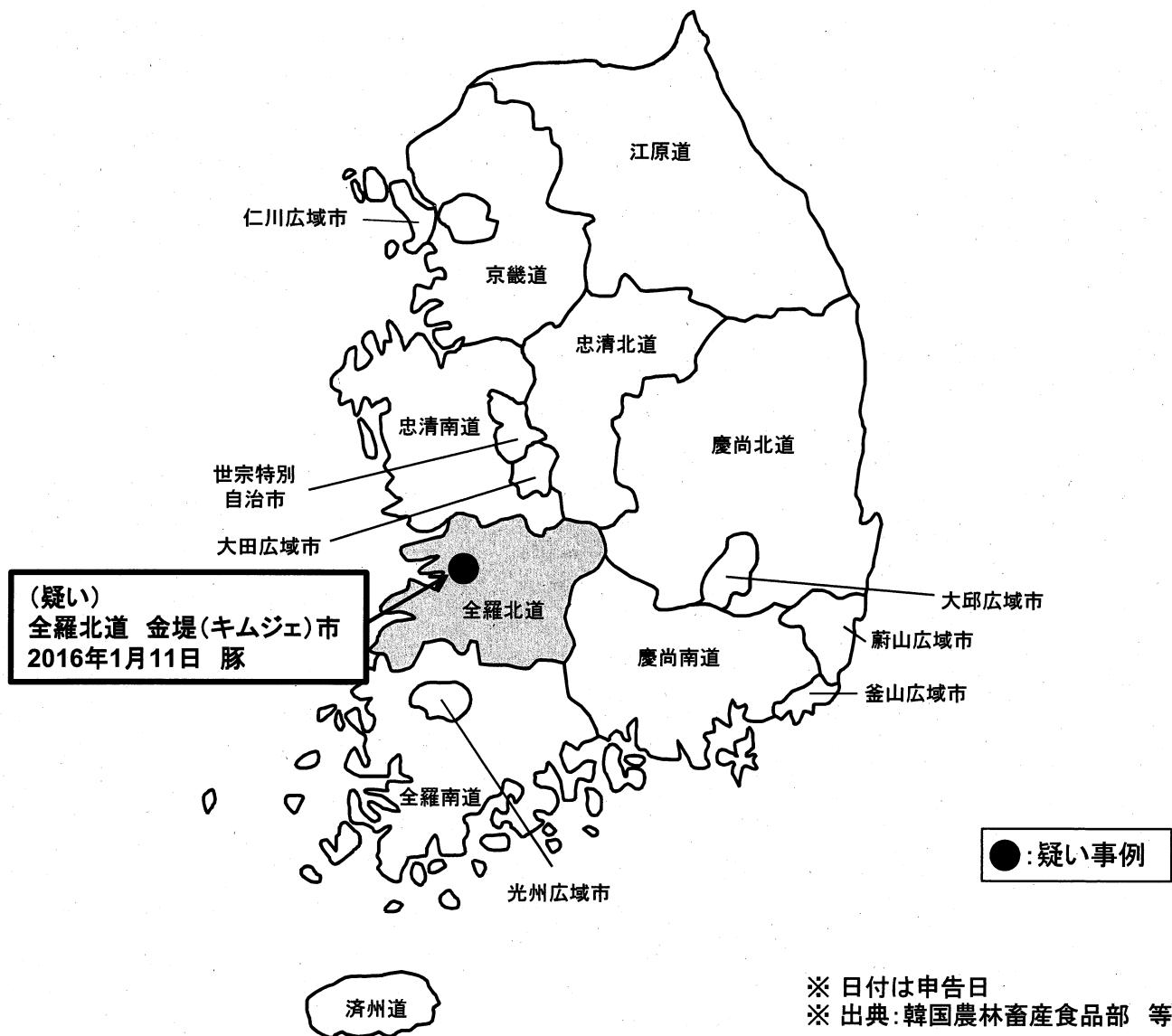
なお、今般の事例を受け、我が国への口蹄疫侵入防止のため、動物検疫所に対して、水際検疫のより一層の徹底を指示していることを申し添えます。



(別添)

2016年1月11日現在

## 韓国における口蹄疫の発生状況 (2016年1月以降)



### ○2014年以降の韓国における口蹄疫の流行(O型)

- ・2014年7月～8月: 3件(豚3件)  
慶尚北道(2件)、慶尚南道(1件)
- ・2014年12月～2015年4月: 185件(牛5件、豚180件)  
忠清南道(70件)、京畿道(56件)、忠清北道(36件)、江原道(11件)、  
慶尚北道(8件)、仁川広域市(2件)、世宗特別自治市(2件)

※最終発生日: 2015年4月28日(忠清南道洪城郡 牛)

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

## 農林畜産食品部プレスリリース（2016年1月11日18時00分付け） 全羅北道金堤市の豚農場で口蹄疫（FMD）の疑い事例申告

出典URL:

[http://www.maf.go.kr/list.jsp?news\\_id=155447614&section\\_id=b\\_sec\\_1&pageNo=1&year=2016&listcnt=10&board\\_kind=C&board\\_skin\\_id=C3&depth=1&division=B&group\\_id=3&menu\\_id=1125&reference=&parent\\_code=3&popup\\_yn=&tab\\_yn=N](http://www.maf.go.kr/list.jsp?news_id=155447614&section_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2016&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N)

（機械翻訳等に基づく仮訳）

1月11日、農林畜産食品部は、全羅北道金堤市の豚繁殖農場（700頭）で口蹄疫（FMD）の疑い事例が申告されたと明らかにした。

\*現在、農林畜産検疫本部で精密検査を実施しており、検査結果は1月12日中に判明する予定である。

農食品部は、疑い事例申告農家に初動防疫チームを投入して、人・家畜などの移動を制限するなど、緊急防疫措置を実施中であり、口蹄疫が確認された場合、修正されたSOPに応じて必要な防疫措置をとることを明らかにした。